



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成26年5月27日

担当

埼玉労働局労働基準部監督課
課長 友住弘一郎
特別司法監督官 茂野 和信
電話 048-600-6204

平成25年度における司法事件の状況について

労働基準監督署では、重大又は悪質な労働基準法、労働安全衛生法等違反の疑いのある事案については、司法警察権限に基づく捜査を行い、検察庁へ事件送致(付)を行っているところです。

今般、埼玉労働局(局長 代田雅彦)では、平成25年度に当局管内の8つの労働基準監督署の労働基準監督官が送検した司法事件処理の状況を取りまとめましたので、その結果を発表します。

[平成25年度における司法事件の状況]

1 送検件数(詳細は別紙の1を参照)

(1)送検件数は24件であった。

(2)司法事件のうち、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)違反被疑事件が11件だったのに対し、労働基準法及び最低賃金法(以下「労基法等」という。)違反被疑事件は13件で、平成24年度に比べ4件増加した。

(3)安衛法違反被疑事件11件のうち、高所や足場上での作業において墜落防止措置を講じていない等の作業場所における危険防止措置義務違反(安衛法第21条等違反)が9件で最も多かった。労基法等違反被疑事件の13件については、賃金不払(労基法第24条、最低賃金法第4条違反)が12件と最も多かった。

2 業種別及び事件の態様別(詳細は別紙の2を参照)

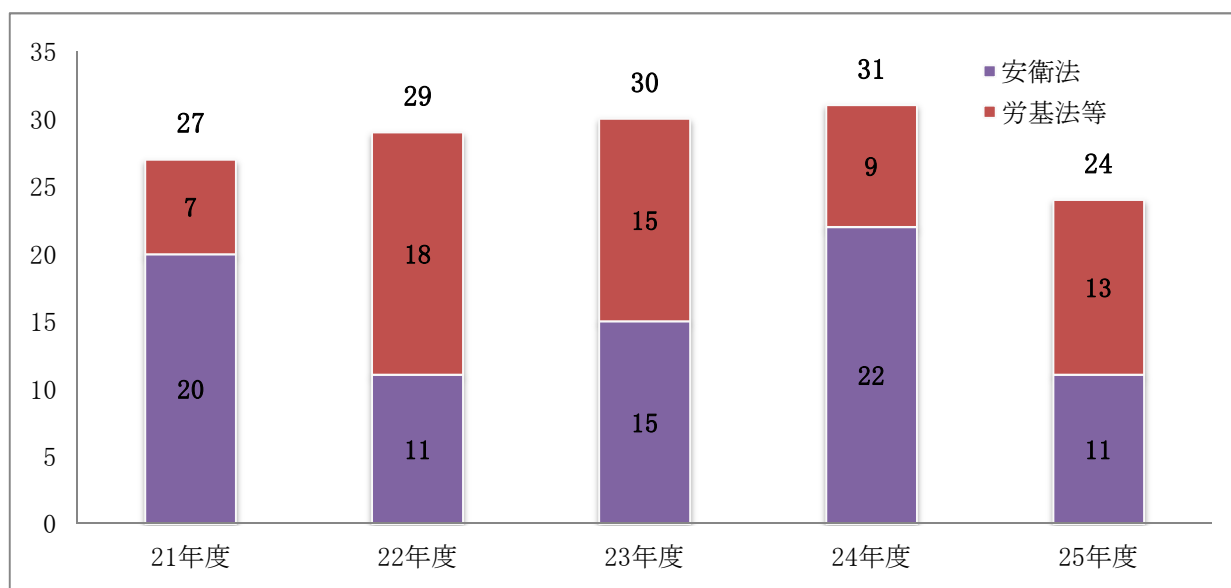
(1)業種別では、建設業が9件と最多で、それ以外の業種が15件であった。

(2)事件の態様別では、死亡災害や重篤な労働災害の発生が11件、企業の倒産等に伴う賃金不払が9件、労基法違反に係る告訴・告発等が4件であった。

3 主な送検事例

詳細は別紙の3のとおり。

1 年度別の送検件数の推移



2 業種別及び事件の態様別

業種	端緒	死亡災害及び重篤な災害の発生	企業の倒産等に伴う賃金不払	告訴・告発等	計
製造業		1	2	0	3
建設業		7	1	1	9
その他		3	6	3	12
計		11	9	4	24

3 主な送検事例

違反条文	事件の概要
安衛法第21条 (労働安全衛生規則第519条)	建物の解体工事現場において、労働者に高さ5.5メートルの屋根の上で作業を行わせるにあたり、墜落防止のための手すりや安全帯を取り付けるための設備を設けなかったもの(作業中の労働者が地面に墜落し死亡する労働災害が発生した。)
安衛法第61条 (労働安全衛生法施行令第20条・労働安全衛生規則第41条)	無資格の労働者に、フォークリフト運転技能講習を修了することが義務付けられている最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転を行わせたもの(その結果、フォークリフトが周辺で作業していた労働者に接触し、左足を負傷するという労働災害を発生させたもの。以前から労働基準監督署より行政指導を受けていた。)
労働基準法第24条	インド料理店を営む事業主が、インド国籍のコックに対し、平成24年9月から平成25年5月までの賃金(総額180万円)を各所定支払期日に支払わなかったもの(労働者から労働基準監督署への申告があったもの。)